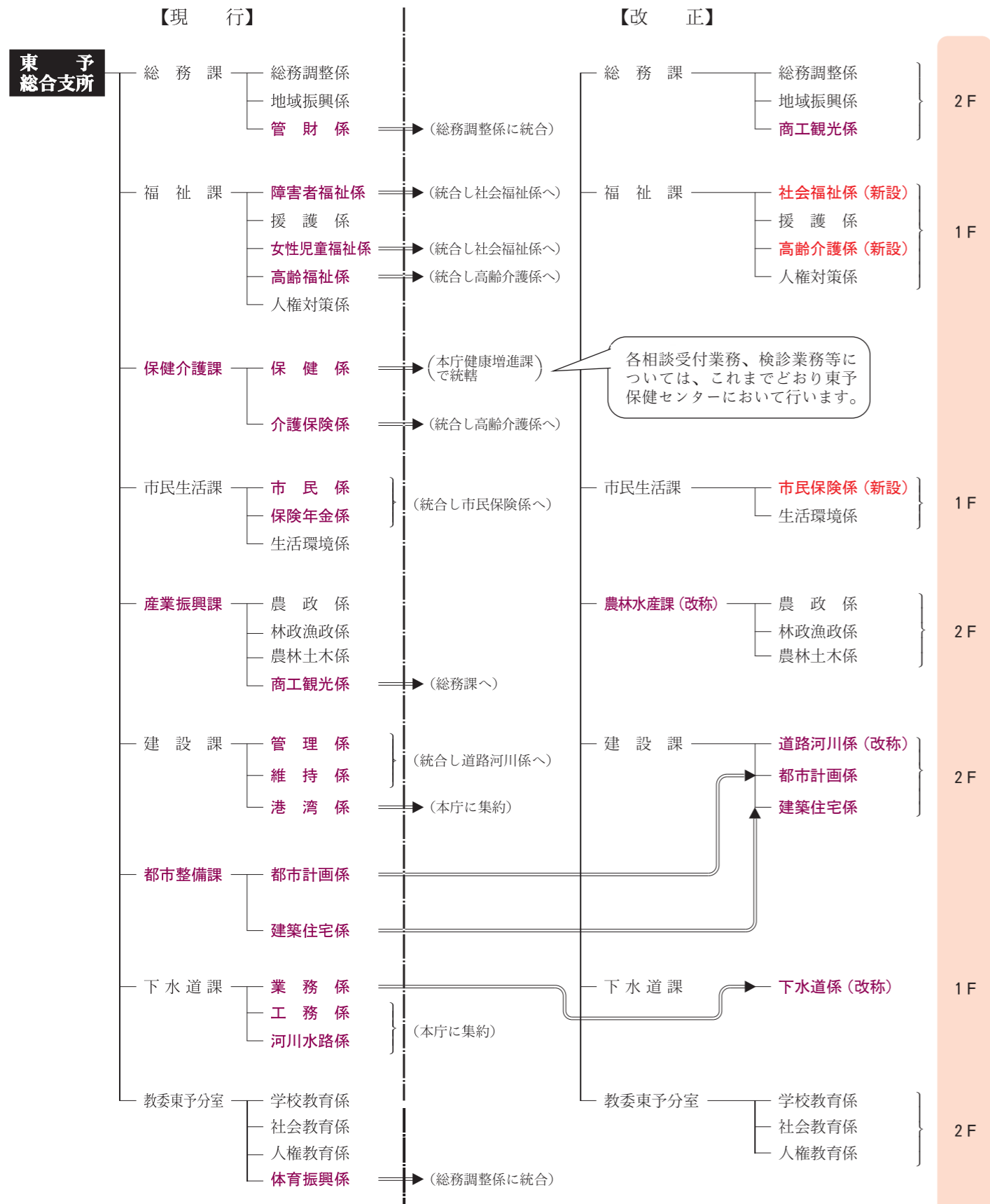
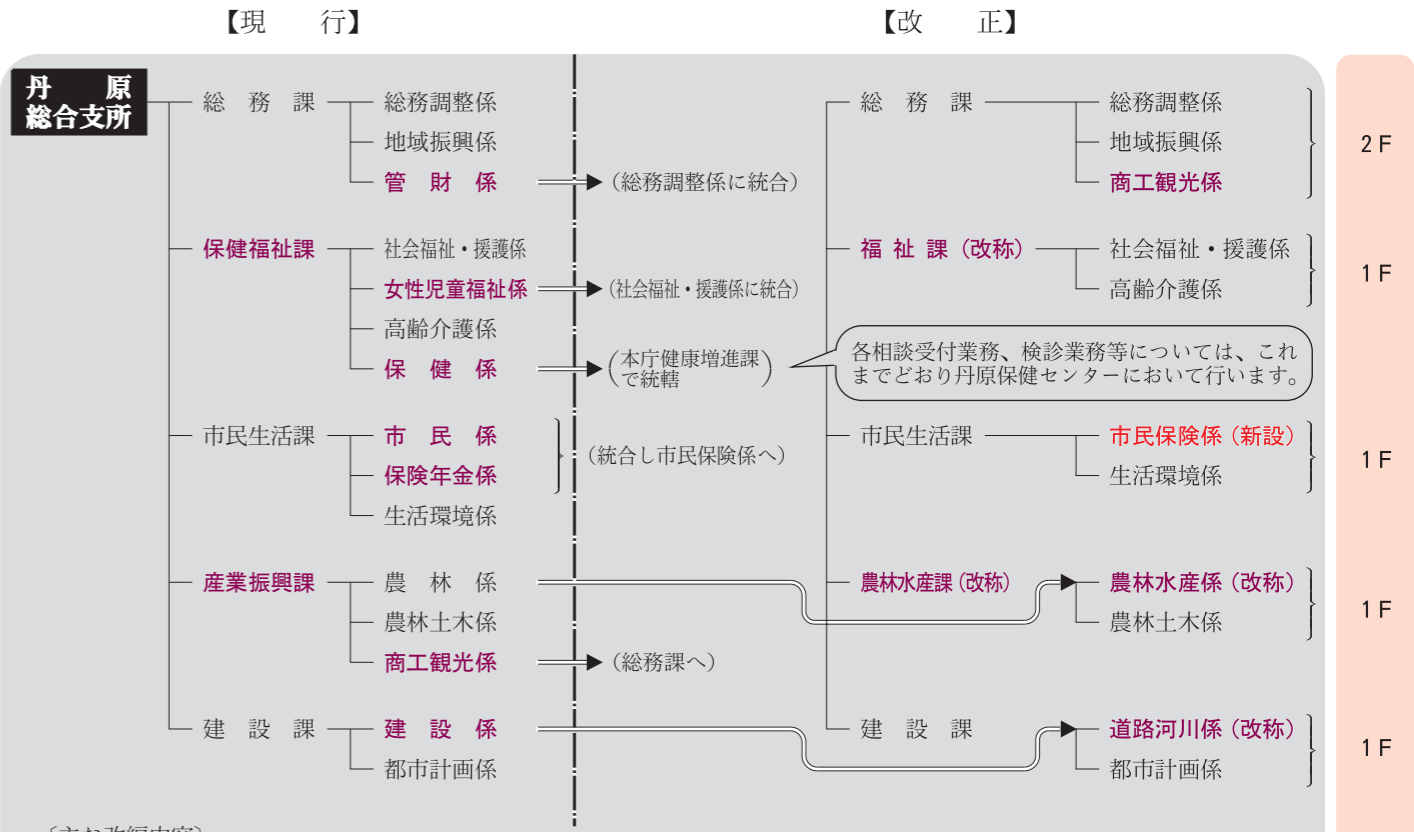


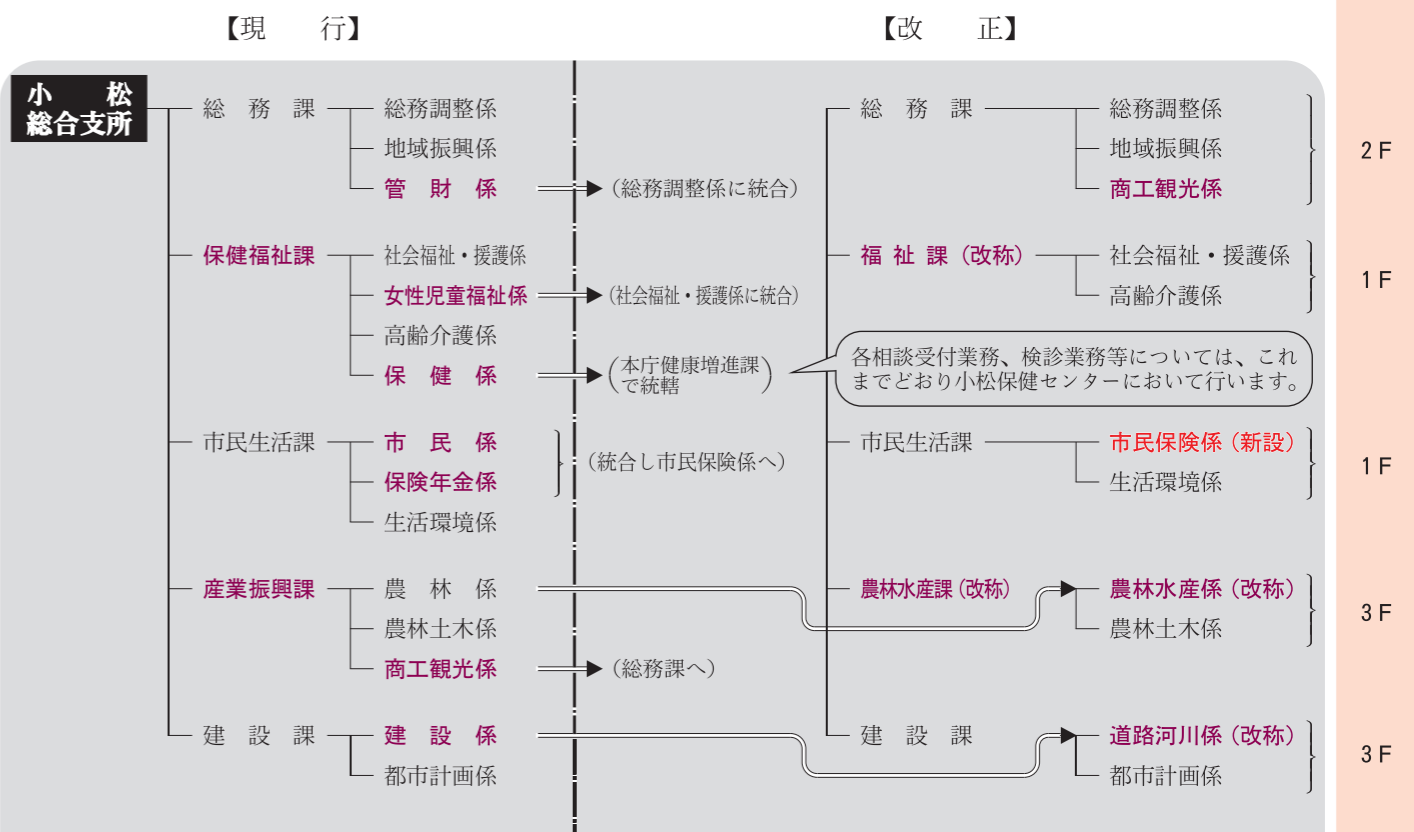
[凡例] 茶色は変更 赤色は新設



- [主な改編内容]
- 福祉課障害者福祉係と女性児童福祉係を統合し社会福祉係（新設）とし、両係を廃止する。
  - 福祉課高齢福祉係と保健介護課介護保険係を統合し高齢介護係（新設）とし、両係を廃止する。
  - 保健業務を本庁で統轄することにより保健係を廃止する。これに伴い保健介護課を廃止する。
  - 市民生活課市民係と保険年金係を統合し市民保険係（新設）とし、両係を廃止する。



- [主な改編内容]
- 保健福祉課女性児童福祉係を社会福祉・援護係に統合し女性児童福祉係を廃止する。
  - 保健業務を本庁で統轄することにより保健係を廃止する。これに伴い保健福祉課を福祉課に名称変更する。
  - 市民生活課市民係と保険年金係を統合し市民保険係（新設）とし、両係を廃止する。



- [主な改編内容]
- 保健福祉課女性児童福祉係を社会福祉・援護係に統合し女性児童福祉係を廃止する。
  - 保健業務を本庁で統轄することにより保健係を廃止する。これに伴い保健福祉課を福祉課に名称変更する。
  - 市民生活課市民係と保険年金係を統合し市民保険係（新設）とし、両係を廃止する。